

堺 財 政 第 572 号  
平成 29 年 8 月 22 日

堺市議会議長  
野 里 文 盛 様

堺市長 竹 山 修 身



議案の訂正請求について

平成 29 年 8 月 14 日に提出した下記の議案は、当該条例に係る医療費の助成に関する大阪府の補助金交付要綱が変更されたことにより文言修正の必要があるため、別紙のとおり訂正したいので、堺市議会会議規則第 18 条第 2 項の規定により請求します。

記

- 議案第 104 号 堺市身体障害者及び知的障害者医療費助成条例の一部を改正する条例
- 議案第 105 号 堺市ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例
- 議案第 106 号 堺市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例
- 議案第 107 号 堺市老人医療費助成条例を廃止する条例

1. 「議案第 104 号 堺市身体障害者及び知的障害者医療費助成条例の一部を改正する条例」の訂正

堺市身体障害者及び知的障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を次のように訂正する。

第 3 条第 1 項の改正規定中「精神病棟入院基本料が算定される」を「精神病床への」に改める。

附則第 3 項中「精神病棟入院基本料が算定される」を「精神病床への」に改める。

2. 「議案第 105 号 堺市ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例」の訂正

堺市ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を次のように訂正する。

第 3 条第 1 項の改正規定中「精神病棟入院基本料が算定される」を「精神病床への」に改める。

附則第 3 項中「精神病棟入院基本料が算定される」を「精神病床への」に改める。

3. 「議案第 106 号 堺市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例」の訂正

堺市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を次のように訂正する。

第 4 条第 1 項の改正規定中「精神病棟入院基本料が算定される」を「精神病床への」に改める。

附則第 3 項中「精神病棟入院基本料が算定される」を「精神病床への」に改める。

4. 「議案第 107 号 堺市老人医療費助成条例を廃止する条例」に対する訂正

堺市老人医療費助成条例を廃止する条例を次のように訂正する。

附則第 4 項中「精神病棟入院基本料が算定される療養」を「精神病床への入院」に改める。